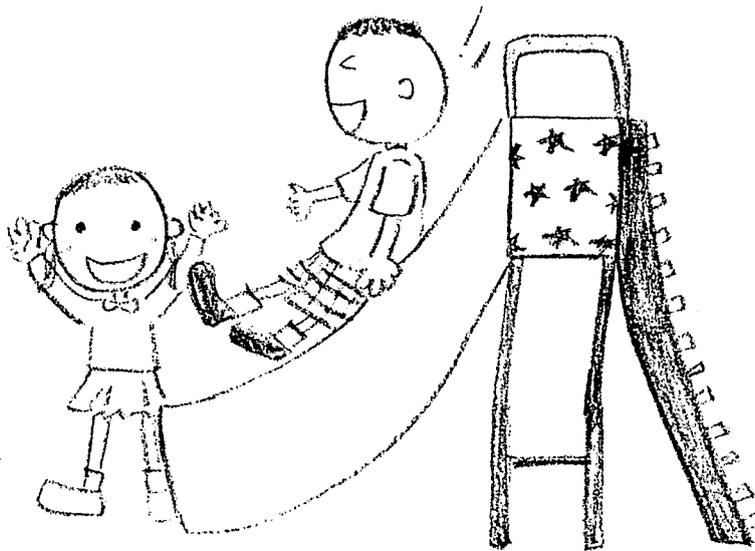


平成16年度厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)
(H16-子ども-024)

地域における子どもと家庭に関する
相談支援体制のあり方に関する研究

平成16年度総括研究報告書



主任研究者：山縣文治（大阪市立大学）

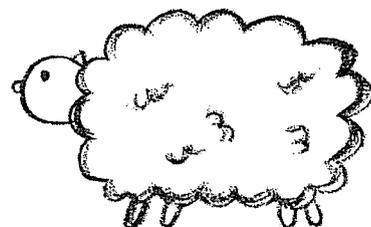
平成17年3月

目 次

第1章 研究の概要	1
1. 研究の目的と期待される効果	1
1) 研究の目的	1
2) 期待される効果	1
2. 研究の方法	2
1) 地方自治体調査	2
2) エキスパート調査	2
3) 児童福祉研究者調査	3
4) 児童福祉審議会調査	3
5) 児童相談システムモデル検討チーム	3
3. 研究の期間	5
4. 研究の体制	5
1) 主任研究者	5
2) 分担研究者	5
3) 研究協力者	5
第2章 市区町村・都道府県調査	7
1. 調査の概要	7
1) 目的	7
2) 対象	7
3) 方法	7
4) 回収率	7
2. 市区町村調査の結果	8
1) 自治体の状況	8
2) 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制について	8
3) 市区町村での子どもの福祉に関する相談支援への対応について	10
4) 中核市	19
3. 都道府県調査の結果	21
1) 自治体の状況	21
2) 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制について	22

第3章 児童福祉研究者調査	33
1. 調査の概要	33
1) 目的	33
2) 対象	33
3) 方法	33
4) 回収	33
2. 調査の結果	33
1) 基本属性	33
2) 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価	34
3) 少年法の改正の検討と児童相談所との関係に関する評価	36
4) これからの児童相談体制のあり方について	37
3. 結果の特徴	45
1) 児童相談体制にかかわる児童福祉法改正等への評価	45
2) 少年法の改正の検討と児童相談所との関係に関する評価	46
3) これからの児童相談体制のあり方について	46
第4章 ヒアリング調査	49
1. 調査の概要	49
1) ヒアリングの目的	49
2) ヒアリングの内容	49
3) 対象	49
4) 方法	50
2. 結果の特徴	50
1) 児童相談所	51
2) 市町村と児童相談所	51
3) 市町村窓口について	51
4) 家庭児童相談室	52
5) 要保護児童対策地域協議会	52
第5章 児童福祉審議会調査	59
1. 調査の概要	59
1) 目的	59
2) 対象	59
3) 方法	59
4) 回収	59

2. 調査の結果	60
1) 調査票Ⅰ	60
2) 調査票Ⅱ	67
3. 結果の特徴	75
1) 調査票Ⅰ	75
2) 調査票Ⅱ	76
第6章 子ども家庭相談のグランドデザイン	79
1. 今回の調査から見た子ども家庭相談体制の課題	79
1) 初期のケースマネジメント体制－初動体制づくり	79
2) ケース介入への役割分担とスーパービジョン	82
3) ケースの措置とアドミニストレーション	82
2. 市町村相談中核機関の機能要素と対応レベル	83
3. 市町村における子ども相談機関のモデル	84
4. おわりに	85
資料	91
子どもと家庭に関する相談支援体制調査（市区町村調査票）	93
子どもと家庭に関する相談支援体制調査（都道府県調査票）	104
地域における子どもと家庭に関する相談支援体制調査	115
児童福祉審議会の意見聴取に関する調査（調査票Ⅰ）	127
児童福祉審議会の意見聴取に関する調査（調査票Ⅱ）	134



第1章 研究の概要

1. 研究の目的と期待される効果

1) 研究の目的

今日の親子の問題は、問題の社会的な広がりを示す一般化、消費社会と個性尊重社会の影響の大きい多様化、子どもの今あるいは将来の心身にまで深く影響を与える個々の問題の深刻化など、さまざまな言葉で表現される。これらは、現行の児童福祉制度が予想する質と量を遙かに超える勢いで増加しており、その結果、現行制度が十分に機能できにくい状況が続いている。

このような状況に対して、2003年には、児童福祉法の改正による子育て支援の法定化、次世代育成支援対策推進法による地方自治体や一般事業所における行動計画の策定などが義務づけられ、一般化や多様化に対する対応については、全国規模での推進体制が図られている。一方、深刻化に対応する部分については、社会的養護のあり方や子どもの虐待に代表される児童養護問題への対応のあり方の再検討が進められており、それを踏まえた児童福祉法の改正や児童虐待の防止等に関する法律の見直しの準備が進められている。

両者の推進体制のなかでも一部ふれられているように、わが国においては、保育を中心とする児童福祉サービスと、児童養護を中心とする児童福祉サービスが連続したものであるという認識にかかわらず、法に規定される実施体制の問題があつて、必ずしも十分に連携をもつて推進されてきたとはいいがたい。このたびの改正は、それを強く意識したものであり、とりわけ両者をつなぐものとしての相談のあり方への見直しを強く求めている。

わが国の児童相談は、児童相談所、福祉事務所・家庭児童相談室、児童家庭支援センター、市町村、保育所・地域子育て支援センターなど、多岐にわたって整備されているが、これらの間のシステム化が必ずしも十分でない。

児童相談所は都道府県・指定都市を中心とした整備体制となっているため、機動性のある相談援助に限界がある。地域には、児童相談の機関として、家庭児童相談室や、児童家庭支援センターなどもあり、これらとの積極的業務分担による相談のシステム化と効率化が求められる。

本研究は、このような相談体制の有効なシステム化を検討するものであり、今日の児童福祉改革の目標達成をより強化する意味で、非常に重要な意味をもつと考える。

2) 期待される効果

本研究は、現在推進および提案されている地域における子どもおよび家庭相談の有効性を高めるための研究であり、これからの地域における児童相談体制のあり方を考えるうえで、重要な示唆を与えることができるものと考えられる。前述したような関係機関の相談体制に関するシステムができあがると、早期発見、早期対応、ケアの総合的マネジメントによる問題の深刻化の予防だけでなく、見守りやフォローアップなど再発の予防体制も並行的に実現できること

になる。さらに、その体制が結果として第1次予防である発生の予防にも効果を発揮するものと考えられる。

子どもは育てられるという受け身の存在であると同時に、自ら主体的に育つ力をもつ能動的存在でもある。これは、児童の権利に関する条約の規定するところである。その第1歩として、子どもの問題を、直接間接に、より早く発見できる仕組みは、国民レベルにおいても、非常に重要な意味を持つ。

従来より、我々の研究チームは、質問紙等による量的な把握と、先進事例やその分野のエキスパートのヒアリングによる分析という2つのデータをもとに、一定の政策提言を行ってきた。今回もこのような手法を取り入れることにより、量的な調査だけでは把握しきれない細部のニュアンスを浮き彫りにし、より実際的な検討を行う。

2. 研究の方法

本研究の目的を達成するため、以下の4つの調査を実施した。各調査の概要は以下の通りである。また、相談モデルの検討のため、研究チームを編成した。

なお、次年度の予定を含めた研究の全体像は、図1-1に示す通りである。

1) 地方自治体調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象

都道府県調査：都道府県および指定都市（全数）

市区町村調査：中核市（全数） その他の市区町村（10月初旬のリストで3分の1抽出。

ただし、調査時に夏季から秋季にかけての台風の被害の大きかった地域および中越地震の被災地の市町村は除外した：約1,000)

- ・調査方法：郵送調査

②調査内容

相談体制の現状 家児相のあり方 連携の現状 児福法改正・改革の見方。

2) エキスパート調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象：児童相談に関する研究や実践におけるエキスパートと考えられる人のリストを作成し、30人程度を抽出。

- ・調査方法：ヒアリング

②調査内容

現行体制がどのように認識されているのか。新たな体制になるという前提で、どこに問題があると感じられるのか。問題を克服するにはどのような改善が必要なのか。

3) 児童福祉研究者調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象：社会福祉士養成校協会に加盟している学校等において、専任で児童福祉論を担当している人。
- ・調査方法：郵送調査

②調査内容

新たな体制になるという前提で、どこに問題があると感じられるのか。問題を克服するにはどのような改善が必要なのか。

4) 児童福祉審議会調査

①調査対象および調査方法

- ・調査対象
 - 事務局調査：都道府県および指定都市（全数）
 - 児童相談所調査：都道府県および指定都市（全数）

②調査内容

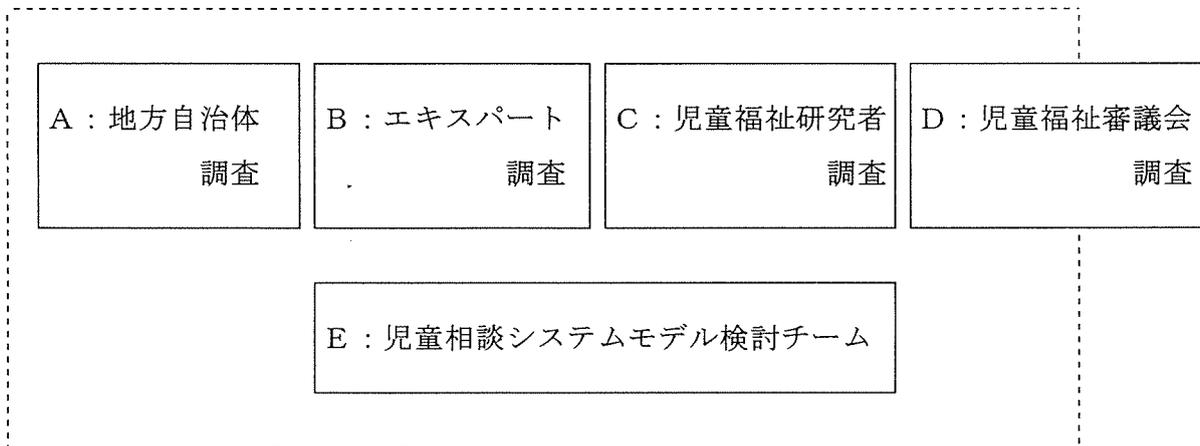
児童相談所審査部会の実態、個人の関わり度、審査部会の評価、必要な改善点。

5) 児童相談システムモデル検討チーム

- ・市町村における児童相談体制のモデルをいくつか提示
- ・市町村と児童相談所との関係のモデルをいくつか提示

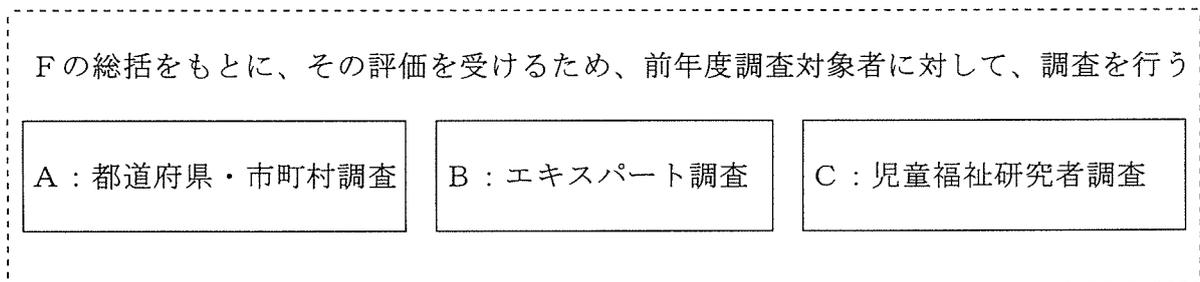
図1-1 研究の全体像

(平成16年度研究)



(平成17年度研究)

F: 児童相談システムモデル研究会



F: 児童相談システムモデル研究会

3. 研究の期間

本研究は、2004年度から2005年度の2年計画で推進しているものである。本報告書は、このうち初年度の成果の一部をまとめたものである。

4. 研究の体制

1) 主任研究者

山縣文治（大阪市立大学）

2) 分担研究者

岩間伸之（大阪市立大学）

岡田忠克（大阪産業大学）

3) 研究協力者

有村大士（日本社会事業大学大学院）

石田賀奈子（関西学院大学大学院）

石田慎二（奈良佐保短期大学）

板野美紀（関西学院大学大学院）

一村小百合（関西福祉科学大学）

伊藤幸子（奈良佐保短期大学）

遠藤和佳子（関西福祉科学大学）

大澤徳和（大阪市立大学大学院）

小野摩耶（関西学院大学大学院）

久保樹里（大阪市中央児童相談所）

小池由佳（県立新潟女子短期大学）

西郷泰之（大正大学）

砂脇恵（種智院大学）

谷口純世（愛知淑徳大学）

崔珍姫（大阪市立大学大学院）

辻宣江（大阪市立大学大学院）

土田恭仁子（宇治市社会福祉協議会）

寺本尚美（梅花女子大学）

徳岡博巳（大谷大学）

長江史憲（大阪市立大学大学院）

中原康博（大阪市立大学大学院）

農野寛治（大谷女子大学）

原佳央理（関西学院大学大学院）

橋永典子（大阪市立大学大学院）

橋本好市（大阪成蹊短期大学）

畠山由佳子（関西学院大学大学院）

林浩康（北星学園大学）

福田公教（種智院大学）

松本しのぶ（奈良佐保短期大学）

萬谷和広（兵庫県）

宮川暢生（大阪産業大学大学院）

山野則子（梅花女子大学）



第2章 市区町村・都道府県調査

1. 調査の概要

1) 目的

現代の子どもと家庭に関する問題は多岐にわたっており、それに対する相談支援の必要性も増す一方である。このため、従来から多くの自治体や関係諸機関において、子どもと家庭に関する問題への取り組みが検討、実施されてきた。また、児童相談所機能の都道府県・指定都市からの分権化をはじめとして、相談支援体制の新たな展開が見られている。このような動向のなか、子どもと家庭に関する相談支援にかかわる機関や施設の取り組みについて、総合的に把握し検討することが必要だと考えられる。

本調査は、平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）「地域における子どもと家庭に関する相談支援体制のあり方に関する研究」の一環として、子どもと家庭に関する相談・支援の現状を明らかにするとともに、今後の相談支援体制の方向性を探るために行うものである。本調査によって、子どもと家庭に関する諸問題への相談支援について、最も有効に展開するためのシステムづくりを検討することを目的としている。

2) 対象

①市区町村調査：中核市（38）、その他の市区町村（12月初旬時点の市区町村合併後のリストより3分の1抽出：971）。ただし災害救助法の指定を受けた被災自治体を除く。

②都道府県調査：都道府県（47）および指定都市（13）。

3) 方法

調査票を郵送で送付し、同じく郵送により回収した。

調査期間は、2004年12月1日～2005年1月11日である。

4) 回収率

①市区町村調査 有効標本数 355 回収率 35.2%。

②都道府県調査 有効標本数 29 回収率 48.3%。

2. 市区町村調査の結果

1) 自治体の状況

①人口区分

人口区分については、「5万人未満」が21.4%と最も多くなっており、ついで「2万人未満」20.3%、「1万人未満」19.7%となっている。「10万人以上」は13.5%である。

表2-1-1 人口区分

	度数	パーセント
5000人未満	48	13.5
1万人未満	70	19.7
2万人未満	72	20.3
5万人未満	76	21.4
10万人未満	38	10.7
10万人以上	48	13.5
無回答	3	0.8
合計	355	100.0

②児童人口比

児童人口比（18歳未満の人口÷総人口×100）については、「15%以上20%未満」が59.7%となっており、約6割を占めている。以下、「10%以上15%未満」16.1%、「20%以上」8.7%、「10%未満」3.4%となっている。

表2-1-2 児童人口比

	度数	パーセント
10%未満	12	3.4
10%以上15%未満	57	16.1
15%以上20%未満	212	59.7
20%以上	31	8.7
無回答	43	12.1
合計	355	100.0

2) 子どもの福祉に関する相談支援の実施体制について

①家庭児童相談室について

ア. 家庭児童相談室の設置の有無

家庭児童相談室の設置について尋ねたところ、「設置している」32.7%、「設置していない」66.5%であった。

表2-1-3 家庭児童相談室の設置の有無

	度数	パーセント
設置している	116	32.7
設置していない	236	66.5
無回答	3	0.8
合計	355	100.0

イ. 子どもの福祉に関する相談支援

家庭児童相談室を「設置している」と答えた116の市区町村に対して、子どもの福祉に関する相談支援に対応している部署について尋ねたところ、「主として家庭児童相談室で対応し、対応しにくいケースは他機関送致」が47.4%と最も多く、ついで「家庭児童相談室」26.7%となっており、7割強の自治体で主として家庭児童相談室が、子どもの福祉に関する相談支援に関わっている。

表2-1-4 子どもの福祉に関する相談支援

	度数	パーセント
家庭児童相談室	31	26.7
家庭児童相談室以外の部署	6	5.2
主として家庭児童相談室で対応し、 対応しにくいケースは他機関送致	55	47.4
主として所管部署で対応し、対応し にくいケースは他機関送致	17	14.7
その他	4	3.4
無回答	3	2.6
合計	116	100.0

ウ. 家庭児童相談室の対応

家庭児童相談室を「設置している」と答えた116の市区町村に対して、家庭児童相談室における対応について尋ねた。対応「できている」で最も多かったのは、「子どもの虐待」79.3%であった。ついで「家庭生活について」66.4%、「子どもの性格・生活習慣」64.7%、「学校への入園・入学」61.2%となっている。「子どもの疾患や障害」(44.0%)と「経済的問題」(39.7%)は5割を下回る結果となっている。

表2-1-5 家庭児童相談室の対応

	子育て全般について	子どもの生活習慣	子どもの行動や癖	子どもの気になる遅れ	子どもの疾患や障害	子どもの虐待	家庭生活について	経済的問題	学校への入園・入学	学校生活	その他
できている	67 57.8	75 64.7	63 54.3	66 56.9	51 44.0	92 79.3	77 66.4	46 39.7	71 61.2	69 59.5	12 10.3
どちらともいえない	34 29.3	29 25.0	40 34.5	27 23.3	38 32.8	19 16.4	32 27.6	47 40.5	34 29.3	36 31.0	21 18.1
あまりできていない	10 8.6	9 7.8	10 8.6	18 15.5	22 19.0	3 2.6	5 4.3	19 16.4	7 6.0	8 6.9	83 71.6
無回答	5 4.3	3 2.6	3 2.6	5 4.3	5 4.3	2 1.7	2 1.7	4 3.4	4 3.4	3 2.6	0 0.0
合計	116 100.0										

3) 市区町村での子どもの福祉に関する相談支援への対応について

①子どもの福祉に関する相談支援への対応

子どもの福祉に関する相談支援への対応について、以下の相談支援内容の項目に関する市区町村での対応の有無と、市区町村での対応が適切であるかどうかについて尋ねたところ以下のような結果となっている。市区町村での対応の有無については、すべての項目でおおむね80%

表2-1-6 子どもの福祉に関する相談支援への対応

相談支援の内容	市区町村での対応の有無			市区町村での対応の適切性			
	行って いる	行って いない	無回答	適切	どちらとも いえない	不適切	無回答
母子生活支援施設への入所について	—	—	—	112 31.5	103 29.0	17 4.8	123 34.6
子育て全般について	314 88.5	7 2.0	34 9.6	235 66.2	91 25.6	4 1.1	25 7.0
保育所の入所について	—	—	—	245 69.0	15 4.2	1 0.3	94 26.5
各種子育て支援事業について	307 86.5	20 5.6	28 7.9	233 65.6	92 25.9	5 1.4	25 7.0
児童相談所への送致または通知	283 79.7	38 10.7	34 9.6	236 66.5	78 22.0	9 2.5	32 9.0
他の機関への斡旋・紹介	282 79.4	34 9.6	39 11.0	226 63.7	82 23.1	6 1.7	41 11.5
学校への入園・入学について	281 79.2	42 11.8	32 9.0	238 67.0	76 21.4	8 2.3	33 9.3
学校生活について	269 75.8	48 13.5	38 10.7	202 56.9	107 30.1	7 2.0	39 11.0
その他	20 5.6	19 5.4	316 89.0	16 4.5	7 2.0	0 0.0	332 93.5

前後と高い数値となっている。市区町村での対応の適切性については、「母子生活支援施設への入所について」の適切性が31.5%と、他の項目と比べ非常に低い値となっている。

②地域の相談支援機関の有無と連携の現状

地域の相談支援機関・施設の有無と連携の現状について、それぞれの項目にあてはまるものを尋ねたところ、機関・施設の有無について、設置されているものとして「認可保育所」が91.5%と最も多くなっている。ついで「保健所・保健センター」75.8%、「児童館・児童遊園」62.5%となっている。

表2-1-7 地域の相談支援機関の有無と連携の現状

機関・施設名	機関・施設の有無				連携の現状			
	ある	ない	知らない	無回答	していない	できない	している	無回答
児童相談所	76 21.4	260 73.2	0 0.0	19 5.4	3 0.8	3 0.8	237 66.8	112 31.5
家庭児童相談室	118 33.2	211 59.4	3 0.8	23 6.5	39 11.0	12 3.4	131 36.9	173 48.7
乳児院・児童養護施設	69 19.4	259 73.0	0 0.0	27 7.6	58 16.3	10 2.8	124 34.9	163 45.9
母子生活支援施設・助産施設	67 18.9	264 74.4	0 0.0	24 6.8	57 16.1	10 2.8	115 32.4	173 48.7
認可保育所	325 91.5	22 6.2	0 0.0	8 2.3	5 1.4	3 0.8	302 85.1	45 12.7
うち、地域子育て支援センター	218 61.4	110 31.0	0 0.0	27 7.6	21 5.9	14 3.9	200 56.3	120 33.8
児童館・児童遊園	222 62.5	119 33.5	0 0.0	14 3.9	31 8.7	16 4.5	183 51.5	125 35.2
障害児関係の福祉施設	135 38.0	194 54.6	0 0.0	26 7.3	29 8.2	10 2.8	166 46.8	150 42.3
その他の児童福祉施設	47 13.2	257 72.4	3 0.8	48 13.5	55 15.5	20 5.6	53 14.9	227 63.9
児童家庭支援センター	13 3.7	298 83.9	4 1.1	40 11.3	63 17.7	25 7.0	23 6.5	244 68.7
つどいの広場事業	43 12.1	270 76.1	2 0.6	40 11.3	60 16.9	28 7.9	46 13.0	221 62.3
保健所・保健センター	269 75.8	79 22.3	0 0.0	7 2.0	9 2.5	5 1.4	272 76.6	69 19.4
子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関	58 16.3	236 66.5	21 5.9	40 11.3	41 11.5	25 7.0	67 18.9	222 62.5
民間の子どもの福祉に関する相談機関	19 5.4	239 67.3	23 6.5	74 20.8	54 15.2	26 7.3	23 6.5	252 71.0
子どもの福祉に関する相談に応じるNPO	24 6.8	238 67.0	23 6.5	70 19.7	56 15.8	26 7.3	25 7.0	248 69.9
その他	10 2.8	43 12.1	7 2.0	295 83.1	13 3.7	4 1.1	9 2.5	329 92.7

連携の現状については、「認可保育所」が 85.1%と最も多くなっている。ついで「保健所・保健センター」76.6%、「児童相談所」66.8%となっている。「児童家庭支援センター」「民間の子どもの福祉に関する相談機関」「子どもの福祉に関する相談に応じるNPO」との連携については、1割に満たず低い値となっている。

③子どもの福祉に関する相談支援の体制

ア. 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制

現行の子どもの福祉に関する相談支援体制について尋ねたところ、「改善の必要がある」51.0%、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」25.6%となっており、合わせて8割近くの自治体が改善の必要があると考えている。

表2-1-8 現行の子どもの福祉に関する相談支援の体制

	度数	パーセント
現行のままでよい	64	18.0
改善の必要あるが、現行のままで仕方がない	91	25.6
改善の必要がある	181	51.0
わからない	13	3.7
無回答	6	1.7
合 計	355	100.0

イ. 改善の必要がある理由

「改善の必要がある」、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」と答えた272の自治体に対して、改善の必要がある理由について複数回答で選択してもらった。また、そのなかでもっとも大きな理由と思われるものをひとつ選択してもらった。

改善の必要がある理由について、最も多かった理由は、「専門性が不足しているから」75.3%であった。ついで、「人が不足しているから」67.5%、「財源が不足しているから」40.2%、「連携が不足しているから」30.6%となっている。

そのなかでもっとも大きな理由と思われるものについては、「専門性が不足しているから」31.6%であった。ついで、「人が不足しているから」21.0%、「機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから」14.0%となっている。

表2-1-9-① 改善の必要がある理由

(MA)

	度数	パーセント
連携が不足しているから	83	30.6
役割分担に偏りがあるから	35	12.9
相談支援に関わる機関が多すぎるから	5	1.8
相談支援に関わる機関が少なすぎるから	51	18.8
機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから	80	29.5
専門性が不足しているから	204	75.3
時間が不足しているから	73	26.9
人が不足しているから	183	67.5
財源が不足しているから	109	40.2
ニーズに合った相談支援を提供できていない	66	24.4
その他	11	4.1

表2-1-9-② 最も大きな理由

	度数	パーセント
連携が不足しているから	15	5.5
役割分担に偏りがあるから	11	4.0
相談支援に関わる機関が多すぎるから	0	0.0
相談支援に関わる機関が少なすぎるから	15	5.5
機関同士を結ぶ核となる機関（あるいは人）がないから	38	14.0
専門性が不足しているから	86	31.6
時間が不足しているから	2	0.7
人が不足しているから	57	21.0
財源が不足しているから	25	9.2
ニーズに合った相談支援を提供できていない	10	3.7
その他	4	1.5
無回答	9	3.3
合 計	272	100.0

ウ. 必要な改善

「改善の必要がある」、「改善の必要あるが、現行のままで仕方がない」と答えた272の自治体に対して、必要な改善の内容について複数回答で選択してもらった。また、そのなかでもつ

表2-1-10-① 必要な改善 (MA)

	度数	パーセント
児童相談所の機能をすべて、市区町村に委譲する	2	0.8
児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する	19	7.4
児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	5	1.9
児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	39	15.2
地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める	142	55.3
専門性を高める	211	82.1
対応時間帯を増やす	58	22.6
対応する人数を増やす	176	68.5
財源を増やす	117	45.5
その他	11	4.3

表2-1-10-② 最も必要な改善

	度数	パーセント
児童相談所の機能をすべて、市区町村に委譲する	2	0.7
児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する	4	1.5
児童相談所の機能をすべて、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	3	1.1
児童相談所の機能の一部を、子どもの福祉に関する相談支援機関に機関の特色に応じて分配する	5	1.8
地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める	45	16.5
専門性を高める	80	29.4
対応時間帯を増やす	5	1.8
対応する人数を増やす	66	24.3
財源を増やす	31	11.4
その他	7	2.6
無回答	24	8.8
合計	272	100.0

とも大きな理由と思われるものをひとつ選択してもらった。

必要な改善の内容は、「専門性を高める」が82.1%と最も多くなっている。ついで「対応する人数を増やす」68.5%、「地域内の相談・支援機関同士の連携力を高める」55.3%、「財源を増やす」45.5%となっている。「児童相談所の機能をすべて、市区町村に委譲する」「児童相談所の機能の一部を、市区町村に委譲する」については、それぞれ0.8%、7.4%と低い値となっている。

そのなかでもっとも必要な改善と思われるものについては、「専門性を高める」が29.4%と最も多く、ついで「対応する人数を増やす」24.3%となっている。

④市区町村への分権化

ア. 都道府県・指定都市から市町への委譲

子どもの福祉に関する相談の一部について、都道府県・指定都市から市町への委譲が進められていることについて、どのように考えているか尋ねたところ、「どちらかといえば反対」57.2%、「反対」13.2%となっており、約7割の自治体が反対の意思を示している。

表2-1-11 都道府県・指定都市から市町への委譲

	度数	パーセント
賛成	17	4.8
どちらかといえば賛成	69	19.4
どちらかといえば反対	203	57.2
反対	47	13.2
無回答	19	5.4
合計	355	100.0

イ. 市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性

市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性について尋ねたところ、以下のような結果となった。

表2-1-12 市区町村への分権化の適切性と自治体における対応の可能性

相談・支援の内容	適切性					可能性				
	適切	いどちらとも	不適切	わからない	無回答	できる	条件によって	できない	わからない	無回答
地域の相談支援に関する情報収集	190 53.5	108 30.4	18 5.1	13 3.7	26 7.3	142 40.0	152 42.8	15 4.2	15 4.2	31 8.7
地域の相談支援に関する情報提供・発信	189 53.2	105 29.6	22 6.2	12 3.4	27 7.6	138 38.9	154 43.4	14 3.9	16 4.5	33 9.3
障害相談・援助(軽度)	144 40.6	141 39.7	27 7.6	15 4.2	28 7.9	108 30.4	162 45.6	25 7.0	25 7.0	35 9.9
障害相談・援助(重度)	63 17.7	150 42.3	94 26.5	21 5.9	27 7.6	39 11.0	156 43.9	87 24.5	38 10.7	35 9.9
育成相談・援助(軽度)	145 40.8	134 37.7	28 7.9	15 4.2	33 9.3	108 30.4	148 41.7	25 7.0	34 9.6	40 11.3
育成相談・援助(重度)	56 15.8	149 42.0	93 26.2	21 5.9	36 10.1	36 10.1	150 42.3	84 23.7	42 11.8	42 11.8
虐待以外の養護相談・援助(軽度)	147 41.4	141 39.7	21 5.9	19 5.4	27 7.6	104 29.3	162 45.6	23 6.5	32 9.0	34 9.6
虐待以外の養護相談・援助(重度)	55 15.5	158 44.5	87 24.5	27 7.6	28 7.9	35 9.9	150 42.3	85 23.9	51 14.4	34 9.6
虐待相談・援助(軽度)	135 38.0	143 40.3	37 10.4	15 4.2	25 7.0	99 27.9	163 45.9	34 9.6	28 7.9	31 8.7
虐待相談・援助(重度)	34 9.6	133 37.5	139 39.2	24 6.8	25 7.0	19 5.4	125 35.2	138 38.9	42 11.8	31 8.7
非行相談・援助(軽度)	101 28.5	150 42.3	40 11.3	29 8.2	35 9.9	78 22.0	147 41.4	42 11.8	49 13.8	39 11.0
非行相談・援助(重度)	28 7.9	135 38.0	119 33.5	36 10.1	37 10.4	16 4.5	116 32.7	129 36.3	56 15.8	38 10.7
保健相談・援助(軽度)	204 57.5	103 29.0	8 2.3	9 2.5	31 8.7	169 47.6	123 34.6	10 2.8	19 5.4	34 9.6
保健相談・援助(重度)	114 32.1	128 36.1	64 18.0	17 4.8	32 9.0	86 24.2	134 37.7	67 18.9	33 9.3	35 9.9
虐待の通告先	128 36.1	112 31.5	56 15.8	26 7.3	33 9.3	112 31.5	115 32.4	49 13.8	42 11.8	37 10.4
立ち入り調査	12 3.4	109 30.7	153 43.1	42 11.8	39 11.0	8 2.3	88 24.8	156 43.9	63 17.7	40 11.3
職権一時保護	11 3.1	68 19.2	188 53.0	52 14.6	36 10.1	7 2.0	42 11.8	201 56.6	64 18.0	41 11.5
28条申立	9 2.5	65 18.3	166 46.8	68 19.2	47 13.2	6 1.7	42 11.8	177 49.9	78 22.0	52 14.6
一時保護	9 2.5	70 19.7	194 54.6	47 13.2	35 9.9	7 2.0	43 12.1	214 60.3	55 15.5	36 10.1
心理・医学・教育・社会学のおよび精神保健上の判定	7 2.0	59 16.6	214 60.3	48 13.5	27 7.6	7 2.0	43 12.1	212 59.7	61 17.2	32 9.0
専門的継続的支援	21 5.9	104 29.3	155 43.7	48 13.5	27 7.6	12 3.4	86 24.2	168 47.3	58 16.3	31 8.7
援助終了後のフォローアップ	72 20.3	133 37.5	77 21.7	43 12.1	30 8.5	40 11.3	140 39.4	82 23.1	60 16.9	33 9.3
心理療法	8 2.3	62 17.5	204 57.5	51 14.4	30 8.5	9 2.5	37 10.4	216 60.8	60 16.9	33 9.3
施設入所措置	43 12.1	103 29.0	139 39.2	33 9.3	37 10.4	32 9.0	88 24.8	147 41.4	51 14.4	37 10.4
里親認定・登録	25 7.0	89 25.1	153 43.1	54 15.2	34 9.6	17 4.8	63 17.7	163 45.9	77 21.7	35 9.9
里親委託	22 6.2	91 25.6	154 43.4	54 15.2	34 9.6	13 3.7	67 18.9	164 46.2	76 21.4	35 9.9
里親への指導	13 3.7	90 25.4	162 45.6	55 15.5	35 9.9	9 2.5	66 18.6	167 47.0	77 21.7	36 10.1
潜在ケースの発掘	92 25.9	131 36.9	47 13.2	49 13.8	36 10.1	51 14.4	136 38.3	50 14.1	76 21.4	42 11.8

ウ. 社会的対応

市区町村への分権化を考える際には、こういった社会的対応が必要であるかを以下の項目から選択してもらい、上位5位までについて尋ねた。

一位については、「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意」28.5%が最も多くなっており、ついで「余裕のある職員配置のための金銭的補助」22.3%「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」11.5%となっている。

二位については、「各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意」18.6%が最も多くなっており、ついで「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」13.2%、「余裕のある職員配置のための金銭的補助」10.7%となっている。

三位については、「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」20.8%が最も多くなっており、ついで「市区町村職員の研修や学習会の実施」10.7%となっている。

四位については、「市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート」15.5%が最も多くなっており、ついで「余裕のある職員配置のための金銭的補助」10.4%となっている。

五位については、「相談・支援体制強化のための金銭的補助（新しい事業やプログラム）」10.7%が最も多くなっており、ついで「対応マニュアルの作成」10.4%、「市区町村職員の研修や学習会の実施」10.1%となっている。

表2-1-13-① 社会的対応・一位

	度数	パーセント
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる機関の用意	101	28.5
各機関の相談支援活動を総合的に取りまとめてくれる人の用意	37	10.4
市区町村職員の研修や学習会の実施	14	3.9
関係諸機関合同の研修や学習会の実施	5	1.4
関係諸機関の連携のための定期的会議開催	2	0.6
市区町村が対応に困ったときの迅速なサポート	41	11.5
対応マニュアルの作成	17	4.8
連絡システムの構築	4	1.1
スーパービジョンの実施	7	2.0
余裕のある職員配置のための金銭的補助	79	22.3
設備投資のための金銭的補助	4	1.1
相談・支援体制強化のための金銭的補助（新しい事業やプログラム）	13	3.7
相談・支援体制強化のための設備	6	1.7
その他	5	1.4
無回答	20	5.6
合 計	355	100.0